

セカンドオピニオン

株式会社細山商店
SDGs リンク・ファイナンス

発行日:2025 年 9 月 30 日

発行者:第四北越

リサーチ&コンサルティング株式会社

本文書は、SDGsリンク・ファイナンスに関するセカンドオピニオンである。

1. 借入人の概要

(1) 事業概要

- 株式会社細山商店（以下、同社）は、新潟市西蒲区に本社を置き、新潟県産米を中心に米穀の集荷から卸売・小売までを取り扱っている。新潟県内において米穀生産者とのネットワークを構築し、同社と出荷契約を締結している生産者から集めた米を全国各地の取引先に提供している。
- 同社では、魚沼産コシヒカリを始め、岩船産コシヒカリ・新潟産コシヒカリ・佐渡産コシヒカリ・あきたこまち・ひとめぼれ・ミルキークイーンなどの銘柄米のほか、比較的安価なオリジナルのブレンド米や業務用で使用する米なども取り扱っている。

【同社のビジネスモデル】



資料:細山商店の Website <https://www.hosoyama-s.co.jp/>

【同社の取り扱い商品】



資料:細山商店の Website <https://www.hosoyama-s.co.jp/>

- 同社は直売店舗である「みのりや」を新潟市と長岡市に展開している。また、自社直販サイトである「にいがたのお米専門店みのりや」と「越後の稲穂屋」を開設しているほか、Yahoo! ショッピングや楽天市場、メルカリ Shops、d ショッピングといったインターネットモールにオンラインショップである「越後の稲穂屋」を出店するなど、インターネットを経由した販売にも力を入れている。

【みのりや女池店の外観と中の様子】



資料:細山商店の Website <https://www.hosoyama-s.co.jp/shop/>

- 同社は、一般財団法人食品安全マネジメント協会（JFSM）が運営する食品の安全管理を認証する規格である JFS-B 規格への適合認証を取得している。また、米検査員資格取得者やお米マイスター資格取得者を擁するなど、安心・安全で高品質な米を提供するよう努めている。

【JFS-B 適合証明書】



JFS-B23002526-00

弊社精米工場は国際標準に整合する食品安全マネジメント規格（JFS規格）適合認証を取得いたしました。





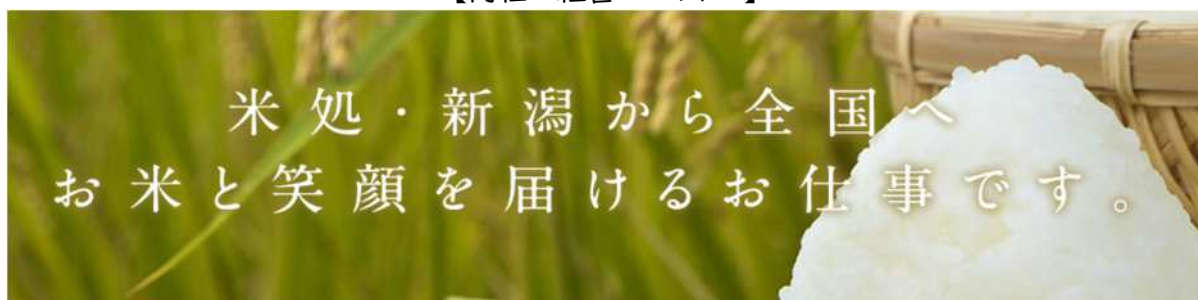
JFS-B規格は、食品安全マネジメントシステム（FSM）、ハザード制御（HACCP）、適正製造規範（Good Manufacturing Practice=GMP）の3つの要求事項層で構成され、HACCP7原則12手順を含み、惣菜、菓子、漬物、水産、食肉、製茶、精米工場等、食品工場向けの規格です。（HACCP認証協会HPより）

資料:細山商店の Website <https://www.hosoyama-s.co.jp/>

(2) 経営のモットー

同社は、「米処・新潟から全国へ お米と笑顔をお届けるお仕事です。」を経営のモットーに掲げている。このモットーには同社が取り扱った米を食した消費者に、笑顔になってもらいたいという想いが込められている。

【同社の経営のモットー】



資料:細山商店の Website <https://www.hosoyama-s.co.jp/>

2. KPI の選定

KPI の選定は、以下の観点から適切である。

(1) KPI の概要

KPI(重要業績評価指標)は、「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」である。同社は自社の温室効果ガスの Scope 1 と Scope 2^(注1)を算定し、2026 年 6 月期以降の排出量原単位である「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」の数値目標を定め、その達成を通じて企業として地球温暖化の抑制に貢献することを目指すこととする。

なお、「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」は、定量的に確認できるものである。

(2) KPI の重要性

同社が KPI として定めた「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」の削減は、地球温暖化の抑制に貢献する。

地球温暖化は大気中の温室効果ガスの濃度上昇が原因であり、温室効果ガスの排出削減に取り組むことは世界的な課題となっている。2015 年に開催された国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) では、温室効果ガスの削減に関する国際的な枠組みであるパリ協定が採択され、主要排出国を含む全ての国が排出削減に取り組むことが合意された。

日本国内においても、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルと脱炭素社会の実現を目指すことを 2020 年 10 月に政府が宣言している。

温室効果ガスは個人の日常生活や企業の経済活動に伴って排出されるため、あらゆる人々や企業が主体的に取り組む必要があるなか、企業として温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組むことは国の目指す脱炭素社会づくりに寄与するものであり、有意義であるといえる。

また同社は、前掲した経営のモットーとして「米処・新潟から全国へ お米と笑顔を届けるお仕事です。」と謳っている。新潟がこれからも美味しい米の産地であり続けるためには、急激な気温の上昇を防ぐ必要がある。そのためには脱炭素社会の実現が重要であることから、同社が目指すべき方向と KPI の内容は合致しており、有意義なものとなっている。

なお、KPI は同社の取締役会で、その達成状況を定期的に確認・協議するなど、経営陣が適切に管理していく方針にある。

(注1) Scope 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の使用、工業プロセス)

Scope 2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用による間接排出

3. 年次別目標の設定

年次別の目標は、以下の観点から適切である。

(1) 年次別目標の内容

同社は KPI である「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」の年次別目標を設定した。

排出量 (単位: t-CO₂) を年間売上高 (単位: 百万円) で除した排出量原単位である「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」を指標として使用し、2025 年 6 月期の排出量原単位を基準として、2031 年 6 月期までの以下の目標を設定している。達成目標は年度ごとに設定されており、毎年度の達成状況をみて判定する。

なお、同社は第四北越銀行の協力を得て、年次別目標を設定している。

【年次別目標値 (白抜きの数値)】

判定期	売上あたり CO ₂ 排出量 (Scope 1・2) (単位: t-CO ₂)	削減率
2025 年 6 月期 (実績)	0.0436	—
2026 年 6 月期	0.0418	4.2%
2027 年 6 月期	0.0400	8.4%
2028 年 6 月期	0.0381	12.6%
2029 年 6 月期	0.0363	16.8%
2030 年 6 月期	0.0345	21.0%
2031 年 6 月期	0.0326	25.2%

(2) 年次別目標の適切性

① 同業他社等との比較

同社は温室効果ガスの排出削減に取り組む国際的な枠組みである SBT (Science Based Targets) の認定基準をベンチマークとした削減率をもとに年次別目標を定めている。

SBT は近年、企業が高いレベルで温室効果ガスの排出削減に取り組んでいることを対外的に示す国際スタンダードとなっており、国内でも大企業等を中心に参加する企業が増加している。参加を希望する企業は、自社の削減目標を定めて SBT 事務局より認定を受ける仕組みとなっている。認定の要件は厳しく、自社の直接の排出量 (Scope 1 と Scope 2) では、パリ協定が目指す 1.5℃目標^(注2)と整合的な年 4.2%以上の削減の継続が求められる。

(注2) 世界が取り組むべき温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定で合意された産業革命以来の平均気温 2℃よりも十分低く保ち、1.5℃に抑えることを目指す目標

同社は自社の排出する温室効果ガス (Scope 1 と Scope 2) について、2025 年 6 月期を基準として 2031 年 6 月期までの 6 年間に排出量原単位ベースで 25.2%を削減するとして算定した「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」を定めており、年次別目標に設定している。売上あたりの基準ではあるものの、2031 年 6 月期までの 6 年間で年平均 4.2%の削減継続は国際的に高いレベルとされている SBT の水準と同水準であり、同社の年次別目標は適切であると判断できる。

【SBT の要件】

目標年	申請時から5年以上先、10年以内の任意年
基準年	2015年以降、最新のデータが得られる年での設定を推奨
削減対象範囲	Scope 1, 2, 3 排出量 ただし、Scope 3 が Scope 1 ~ 3 の合計の 40% を超えない場合には、Scope 3 目標設定の必要は無し
目標レベル	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■ Scope 1, 2 少なくとも年 4.2% 削減 (1.5℃ 目標と整合性をとる) ■ Scope 3 少なくとも年 2.5% 削減 (2℃ を十分に下回る目標と整合性をとる)

資料:環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」発表の資料をもとに当社作成

②達成方法と不確実性要因

同社では、今回の KPI である「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」を把握するために、CO₂ 排出量 (Scope 1・2) を自社で計測している。また、無駄な電力の使用を削減するなど省エネルギーの取り組みを実践している

一方、同社の業務量が増加することにもない、燃料を始めとするエネルギー使用量が増加することも想定されるなか、高効率な設備の入替や再生可能エネルギー由来の電気の使用を検討しており、今後も先を見据えた迅速な意思決定を重視しながら、不確実な要因に対して対処していく方針である。

③SDGsへの貢献

KPI として定めた「売上あたり CO₂ 排出量 (Scope 1・2)」を削減することは、SDGs の 17 の目標のうち、具体的には「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」のターゲット「7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。」や「13. 気候変動に具体的な対策

を」のターゲット「13.1 すべての国々で、気候関連の災害や自然災害に対するレジリエンスと適応力を強化する。」の達成に貢献することが期待される。

【SDGs の目標】

SDGs の目標	ターゲット
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1 すべての国々で、気候関連の災害や自然災害に対するレジリエンスと適応力を強化する。

資料:「SDGsとターゲット新訳」制作委員会「SDGsとターゲット新訳 Ver.1.2」
https://xsdg.jp/pdf/SDGs169TARGETS_ver1.2.pdf

4. ローンの特徴

ローン特性は、以下の観点から適切である。

同社は第四北越銀行との間で協議の上、借入条件を決めている。同社は年次別目標の達成状況について、報告期限までに第四北越銀行に対し書面にて報告し、目標数値を達成したことが確認できれば、借入期間中に適用される金利が引き下げられることとなっている。

したがって、借入条件と同社の年次別目標に対するパフォーマンスは連動しており、年次別目標達成の動機付けとなっている。

5.レポーティング

「レポーティング」は、以下の観点から適切である。

同社は年次別目標の達成状況について、目標達成状況に関する報告書を報告期限までに第四北越銀行に対し、年に1回提出することになっている。

第四北越銀行は、これにより年次別目標の達成状況に関する最新の情報を入手できるとともに、目標達成状況に関する報告書の内容から年次別目標の達成の判定について評価し、達成した際には金利を引き下げる。

以上

第四北越リサーチ&コンサルティング 会社概要

社名	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社
代表者	代表取締役 柴山圭一
所在地	〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目1番18号 だいし海上ビル
業務内容	経営コンサルティング事業、経済調査・研究事業、人財育成支援事業
電話	025-256-8110
FAX	025-256-8102

留意事項

1. 第四北越リサーチ&コンサルティングの第三者意見について

本文書については、貸付人が借入人に対して実施するSDGs リンク・ファイナンスについて、設定する目標や取り組みに対する第三者意見を述べたものです。

その内容は現時点で入手可能な公開情報、借入人から提供された情報や借入人へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、当該情報の正確性、実現可能性、将来における状況への評価を保証するものではありません。

第四北越リサーチ&コンサルティングは本文書のあらゆる使用から生じる直接的、間接的損失や派生的損害については、一切責任を負いません。

2. 第四北越銀行との関係、独立性

第四北越リサーチ&コンサルティングは第四北越フィナンシャルグループに属しており、第四北越銀行および第四北越フィナンシャルグループとの間および第四北越フィナンシャルグループのお客さま相互の間における利益相反のおそれのある取引等に関して、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないように、適切に業務を遂行いたします。

また、本文書にかかる調査、分析、コンサルティング業務は第四北越銀行とは独立して行われるものであり、第四北越銀行からの融資に関する助言を構成するものでも、資金調達を保証するものでもありません。

3. 第四北越リサーチ&コンサルティングの第三者性

借入人と第四北越リサーチ&コンサルティングとの間に利益相反が生じるような、資本関係、人的関係などの特別な利害関係はございません。

4. 本文書の著作権

本文書に関する一切の権利は第四北越リサーチ&コンサルティングが保有しています。本文書の全部または一部を自己使用の目的を超えて、複製、改変、翻案、頒布等を行うことは禁止されています。